

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄	
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類
令第144条（遊戯施設）	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			
	配置図	縮尺及び方位			
		敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別			
		土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ			
	平面図又は横断面図	縮尺			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置			
		非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置			
		安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造			
		遊戯施設の運転室の位置			
		遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置			
		遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置			
		遊戯施設の客席部分の周囲の状況			
	側面図又は縦断面図	縮尺			
		工作物の高さ			
		主要部分の材料の種別及び寸法			
		遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造			
遊戯施設の客席部分の周囲の状況					
遊戯施設の仕様書	遊戯施設の種類				
	客席部分の定常走行速度及び <sup>まう</sup> 勾配若しくは平均 <sup>こう</sup> 勾配又は定常円周速度及び傾斜角度				
	遊戯施設の使用の制限に関する事項				
	遊戯施設の客席部分の数				
	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項				
	遊戯施設の駆動装置及び非常止め装置に関する事項				
	遊戯施設の運転室に関する事項				
遊戯施設の構造詳細図	縮尺				
	主要部分の材料の種別及び寸法				
	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置及び構造				
	遊戯施設の駆動装置の位置及び構造				
	令第144条第5号に規定する非常止め装置の位置及び構造				
	遊戯施設の乗降部分の構造又は乗降部分における客席部分に対する乗降部分の床に対する速度				
遊戯施設の客席部分の構造詳細図	縮尺				
	主要部分の材料の種別及び寸法				
	軌条又は索条の位置及び構造				
	定員を明示した標識の位置				
	遊戯施設の非常止め装置の位置及び構造				
構造計算書	応力算定及び断面算定（遊戯施設にあっては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）				
	固定荷重及び積載荷重によって主要な支持部分等に生ずる力				
遊戯施設強度検証法により検証した際の計算書	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全措置作動時の各応力度				
	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度				
	独立して客席部分を支え、又は吊ることができる部分の材料の破壊強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度				
	主索の規格及び直径並びに端部の緊結方法				
	綱車又は巻胴の直径				
遊戯施設の使用材料表	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種別及び厚さ				
令第144条第1項第1号口又はハ（2）に係る認定書の写し					
令第144条第2項において読み替えて準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し					
令第144条第1項第3号イに係る認定書の写し					
令第144条第1項第5号に係る認定書の写し					

(い)	(ろ)		(は)	設計者記入欄	
	図書の種類	記載事項		チェック	図書の種類
法第88条第1項において準用する法第37条第2号	法第88条第1項において準用する法第37条第2号に係る認定書の写し				

(備考)

(注意事項)

- この様式による書類は、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。
- 確認審査を行った工作物が(い)欄に掲げる建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、(ろ)欄に掲げる図書の種類ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 確認審査を行った工作物が法第88条第1項において準用する法第40条、法第88条第2項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の2第1項の規定に基づく条例(これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第2項において準用する法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は令第9条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。
- (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。